

平成 30 年 11 月 12 日

計算プログラム 修正点 (Ver.2.5.3 → Ver.2.5.4)

下記の修正を行いました。

【住宅版／気候風土適応住宅版／建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準】

<暖房設備>

1. その他居室の暖房設備機器または放熱器の種類において「電気ヒーター床暖房」を選択した場合に、床の断熱(上面放熱率)に入力した値が計算に反映されない問題を修正しました。

以 上